

参 考 配 布

事 務 連 絡
平成 2 1 年 2 月 2 日

各都道府県定額給付金担当部長 }
各指定都市定額給付金担当局長 } 殿

総務省自治行政局定額給付金室長

定額給付金給付事務費等の取扱いについて

標記の件につきましては、「定額給付金給付事業費補助金交付要綱（総行政第 18 号（平成 21 年 1 月 28 日））」及び「定額給付金給付事務費補助金交付要綱（総行政第 19 号（平成 21 年 1 月 28 日））」を通知し、各自治体において給付事務の準備を進められるようお願いしたところでありますが、今般、別紙「自治体規模別事務費目安額」及び別添「定額給付金給付事業 Q & A（その 3）」を定めましたので、今後の予算手続き及び給付事務準備を進めていく上での参考としてください。

なお、別紙「自治体規模別事務費目安額」につきましては、標準的な目安であり事務費の上限を設けるものではありませんが、各自治体における試算と大幅な乖離が見込まれる場合は、速やかに当職に相談されるようお願いいたします。

(担 当)

総務省自治行政局地域政策課

定額給付金室 吉元・大竹

(別紙)

○自治体規模別事務費目安額

世帯数	交付目安額
1,500,000世帯以上	約2,000,000千円前後
1,000,000世帯～	約1,200,000～1,600,000千円前後
500,000世帯～	約620,000～1,100,000千円前後
400,000世帯～	約500,000～560,000千円前後
300,000世帯～	約370,000～450,000千円前後
200,000世帯～	約250,000～360,000千円前後
100,000世帯～	約127,000～240,000千円前後
50,000世帯～	約66,000～125,000千円前後
40,000世帯～	約54,000～65,000千円前後
30,000世帯～	約42,000～54,000千円前後
20,000世帯～	約30,000～42,000千円前後
10,000世帯～	約18,000～30,000千円前後
5,000世帯～	約12,000～18,000千円前後
3,000世帯～	約9,700～12,000千円前後
1,000世帯～	約7,300～9,700千円前後
500世帯～	約6,700～7,300千円前後
499世帯以下	約6,300～6,700千円前後

注)上記の金額は、あくまで標準的な目安であり、事務費の上限を設けるものではなく、また、目安額を下回る額を排除するものではない。

(参考)

上記目安額は、以下の考えに基づき試算をしているところである。

$$6,141,000\text{円(全自治体共通)} + \text{世帯数} \times 1,192\text{円(世帯数に比例する経費)} = \text{目安額}$$

定額給付金給付事業Q & A (その3)

※本Q & Aにおいて市町村とは、特別区を含む

全体的事項

問1 定額給付金給付事務費補助金の基本的な考え方如何。

(答)

定額給付金の実施に係る事務費については、必要な経費は全額国費で措置することを原則とし、補助金交付要綱の別紙において必要と考えられる一般的な経費を定めたところ。

補助対象経費

問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。

(答)

人件費についても、定額給付金事業の実施により必要となる職員手当等（時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当）については、国庫補助の対象となる。

また、臨時職員の賃金についても、対象となる。

ただし、一般職員の本給については、本事業の実施により追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象とはならない。

問3 定額給付金担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。

(答)

このような場合であっても、本給については、追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象とならない。

しかし、専任職員の異動元の課等において、実員減により増加した超過勤務手当については、関連性の説明ができる範囲を定額給付金給付事務費補助金の対象として差し支えない。

問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。

(答)

定額給付金事務に従事するために任用した任期付職員及び定年退職者等の再任用職員であれば、国庫補助の対象となりうる。

問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。

(答)

臨時職員の雇用に伴う経費については、定額給付金の事務に係るものであれば国庫補助対象となる。ただし、本事業に限ったことではないが、臨時職員を定額給付金以外の業務に従事させている場合には、国庫補助対象外となる場合があるので留意いただきたい。(補助金をその他の目的に使用することは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条第1項」により、認められない)

問6 定額給付金に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えない。

問7 給付の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における給付金の給付方法として、小切手、郵便振替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えない。なお、金融機関における処理の問題があるため、金融機関側と予め十分に協議されたい。

問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えない。

問9 今回の定額給付金の給付事務に関して、業務一式を民間企業(守秘義務契約を結んだ上で)に委託することは可能か。その場合の委託料は事務費の対象となるのか。

(答)

委託することは可能であり、国庫補助対象となる。なお、その際は、業務の全般的な管理・監督のあり方やスケジュール管理(進捗状況管理)を徹底するとともに、予算の効率化、公平性、透明性が図られるような契約形態とするよう御留意いただきたい。

問 10 備品購入費は補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象外である。定額給付金事業は事業期間が短いため、必要な備品については、購入するのではなく、リース等に対応。

問 11 市町村における定額給付金関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、定額給付金給付事務費補助金の対象となるか。

(答)

定額給付金の給付との関連性が合理的に説明できる範囲で対象となる。

給付事務

問 12 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。

(答)

可能である。

なお、申請書については、それ自体は有価証券性がないものであり、当該申請書に本人確認書類の写を添付して、市町村に申請することにより初めて給付決定に結びつくものであるため、その送付に関しては、必ずしも記録扱いで発送する必要はなく、市町村で一般的に住民宛に送付している、例えば選挙における投票所入場券などの郵便物を参考に判断されたい。

※ 簡易書留については、3月1日より当該料金が改訂される(350円→300円)。ただし、この他に普通郵便料金が必要

補助金手続き

問 13 市町村分の定額給付金給付事務費補助金の交付決定までの手続如何。

(答)

市町村分の定額給付金給付事務費補助金については、多くの市町村において明許繰越を行うことが想定されており、おおむね次のとおりの手続となる。

- ① 市町村から総務省への交付申請書の提出(都道府県経由)
- ② 総務省において交付決定(総務省から都道府県へ支出負担行為計画示達。都道府県において支出負担行為)

なお、上記の他、都道府県においては、市町村からの交付申請に基づき、財務省財務局へ翌年度にわたる債務負担の承認手続きを行うこととなる。

(詳細については後日通知する予定)。

問 14 定額給付金給付事務費補助金について速やかに交付決定を行うとのことだが、留意点はあるか。

(答)

定額給付金事務費補助金について、市町村からの交付申請書が提出された場合は、市町村において想定される事務費の目途として審査を行った上で、できる限り速やかに交付決定を行うことを予定しているが、本日別途お示しした範囲を超える額である場合は、審査に時間がかかる場合もあることに御留意いただきたい。

問 15 定額給付金事務費補助金について概算払できるのか。

(答)

交付決定額の範囲内において、市町村が平成 20 年度内に支払義務が発生すると見込まれる申請額に基づき、概算払する予定である。

繰越

問 16 事業終了が平成 21 年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。

(答)

お見込みのとおり。そのため、市町村においては平成 20 年度において繰越明許費を設定する必要がある。

問 17 都道府県の事務費は繰越が可能か(人件費は繰越できないのではないか)

(答)

可能である(繰越することができる経費について、特に限定されたものはない)。

以上